佐竹行政書士事務所ニュースレター
〈「おむすび」は、皆様と当事務所を「結ぶ」レターです。〉

おむすび

佐竹行政書士事務所
NO. 3

第3回 成年後見制度は自分らしく生きていくために～その3

前回までは、生きている間の支援についてお話ししました。

今回は、遺言についてお話しします。遺言というと、自分は関係がないと思っている方も多いでしょう。しかし、「自分らしく最後まで」というのであれば、遺言を残すことが必要です。

⑤遺言書～死後でも自分の意志を伝える

遺言も、自分の意思を表明する大事な方法の一つです。

「自分が亡くなったら、お墓はこうしてほしい。」

「子どもたちには、死後なかよくしてほしい。」

「財産を～のように分ける。」

といった願いを遺言書に託すことができます。特に、家族の中で、財産について争いがありそうな場合、遺言書で争いを防ぐ効果があります。

また、内縁の妻や夫がいる場合、基本的に内縁の方々には相続権がありませんので、お世話になった分は報いたいという場合には、遺言を残すことは有効です。

遺言には、様々な種類がありますが、みなさんがよく使われる形式は、「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」の２種類です。

「自筆証書遺言」は、自分で遺言の内容を書きます。気をつけなれば行けないのは、ワープロやパソコンを使ったものは無効となることです。すべて自分で書かなければ行けません。自分で作ることができますので、何回でも遺言を変更することができます。（この際、日付の新しいものが遺言となります。）

遺言には、法律で決められた事項がいくつかあり、それらを守らずに遺言書を書いて残しても、その遺言書は、無効となります。また、相続開始時は、まず、家庭裁判所に自筆証書遺言を持ち込み、検認という作業を行ってから、遺産分割の作業が始まります。

「公正証書遺言」は、公証役場で、公証人に遺言を作ってもらう方法です。公証人という、法律の専門家が、本人と相談をしながら作りますので、形式的なことで無効となることはありません。また、原本は、構成役場で保管されますので、遺言書がなくなるといったことはありません（もちろん、本人にも正本が渡されます)。また、自筆証書のように家庭裁判所の検認は必要ありません。

それぞれの制度についてよく知ることが大切です

３回にわたって、成年後見制度について書いてきましたが、それぞれが活躍する場面が違います。よく考えて、上手く組み合わせると、安心して人生を送ることができます。

☆それぞれの制度には、特徴があり、使える場合と使えない場合があります。

	特別な契約(方式)	効力始まるとき	できること	財産のチェック
①見守り契約		契約時から	ご本人様と一緒に将来の生活や、今の困りごとについて考えたり、相談に乗る。	
②委任代理契約		契約時から	金銭管理など、代わりにやってほしいこと(代理権を与えたこと)を、本人の代理として行う。	ご本人様でチェックをします。
③任意後見契約	公正証書で必ず行う	不十分になり、任意後見監督人の選任後	契約に従って、代わりにやってほしいこと(代理権を与えたこと)を、本人の代理として行う。(例：預金の管理、施設との契約等)	任意後見監督人が行います。
④遺言	様々な形式(自筆、秘密、公正証書)	ご本人の死後	自分の死後のことを遺言として託す。財産の相続方法などをあらかじめ決めることで、死後の家族の争いなどを防ぐ。	相続財産は、相続人が管理します。
⑤法定後見制度	家庭裁判所に申し立てる	家庭裁判所の審判が確定した後	家庭裁判所の審判に従って、本人様の代わりに様々な契約と行ったり、ご本人様の意志に同意や取消を行うことができる。	家庭裁判所が基本的に行います。(監督人が選ばれることもあり)

制度について大まかにお話をしましたが、いかがだったでしょうか。

「意外に使いにくいな。」、「こんな大げさなことをしなくてもいいのでは？」と思うかもしれません。専門家の助けを受けるとよいでしょう。その上で、やはり、これらの制度を活用した方がよいと当事務所は、考えています。

続きは、第４号にて･･･

ニュースレター「おむすび３号」
発行：佐竹行政書士事務所
成年後見〈見守り契約〉、相続、遺言、役所への許認可申請、パスポート申請代行など、みなさまの力になります
住所：（〒５００－８２４４）岐阜市細畑塚浦６５－５グリーンパーク細畑102号
電話/FAX：０５８－２４７－０２５５
E-mail：info@sg-office.biz